

【大鰐町】
災害廃棄物処理計画

令和6年4月

目 次

第1章	計画の目的	3
第2章	基本的な事項	3
1.	計画の位置づけ	3
2.	対象とする災害	4
3.	対象とする災害廃棄物	9
4.	災害廃棄物処理の基本方針	11
5.	発災時における災害廃棄物対応の流れ	12
6.	一般廃棄物処理施設等の状況	13
7.	災害廃棄物処理可能量の推計	14
第3章	災害廃棄物処理のための組織体制	16
1.	組織・体制	16
2.	情報収集及び連絡体制	24
3.	関係機関との連携	24
第4章	災害廃棄物処理	27
1.	災害廃棄物発生量推計	27
2.	処理スケジュール	28
3.	処理フロー	29
4.	収集運搬計画	31
5.	仮置場の設置等	32
6.	処理困難物への対応	36
7.	環境対策	38
8.	広域処理	38
9.	事務委託	38
10.	損壊家屋の解体・撤去	39
11.	思い出の品等への対応	39
12.	国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金）の活用	40
第5章	避難所ごみ及びし尿の処理	42
1.	仮設トイレ等し尿処理	42
2.	避難所ごみ	42
第6章	その他	44
1.	住民等への啓発・広報	44
2.	ボランティアとの連携	44
3.	人材の育成・確保	44

第1章 計画の目的

本計画は、東日本大震災、阪神・淡路大震災や近年全国で多発する水害等の経験を教訓に、今後発生が予測される大規模地震や津波その他自然災害に対応するため、災害によって発生する廃棄物(ごみ、し尿、がれき等)等の処理に係る予防措置、緊急時の対応、復旧時の対応について具体的に定め、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため策定するものである。

第2章 基本的な事項

1. 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定)を踏まえて策定するものであり、「青森県地域防災計画」「青森県災害廃棄物処理計画」「大鰐町地域防災計画」等と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめたものである。

大鰐町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

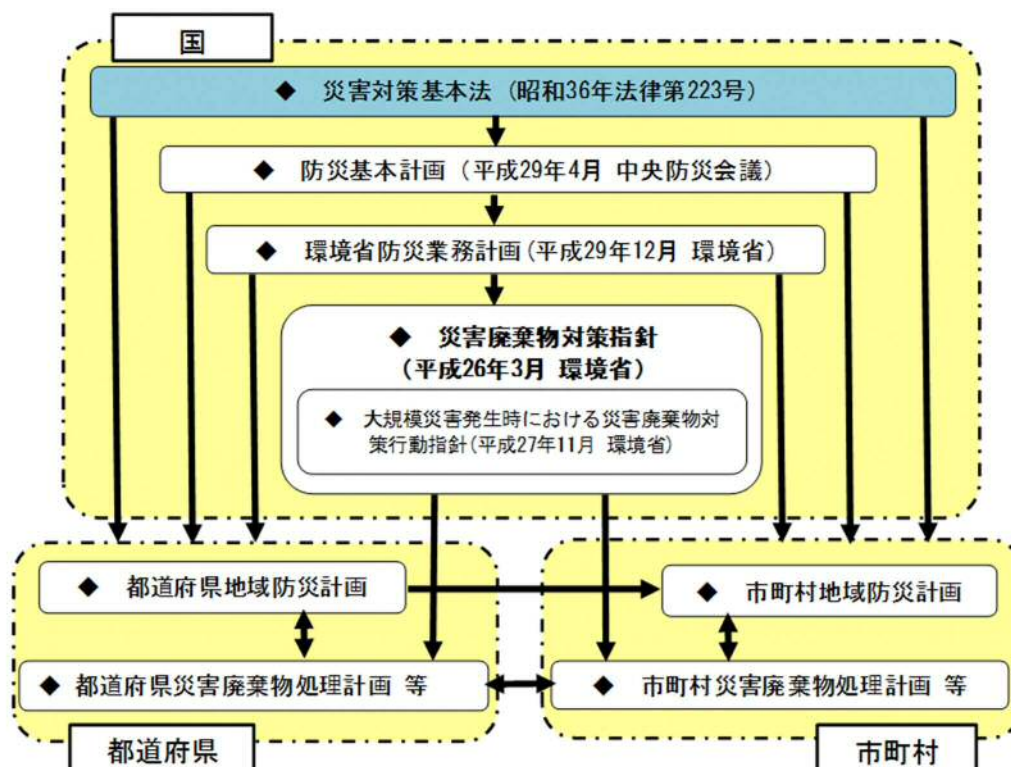


図2-1 災害廃棄物処理に係る各種法令・計画の位置づけ（参考：災害廃棄物対策指針 P1-3）

2. 対象とする災害

青森県が策定した「青森県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月。以下、県計画と称す）に示された災害と想定最大規模降雨による洪水浸水区域に基づく想定災害を対象とする。

（1）地震災害の発生量

本町において、大鰐町地域防災計画内においては想定被害を踏まえた災害廃棄物の発生量を推計していないため、青森県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）で示された、県の推計結果を表2-2に示す。

なお、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項及び第6項の規定に基づく津波浸水想定 of 県公表では、本町は津波浸水想定地域外であるため、津波被害を除外する。

表 2-1 青森県災害廃棄物処理計画の対象災害

想定地震名称	最大震度	建物被害		生活への影響	災害廃棄物発生量 (t) (津波堆積物を含む)
		全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	避難者 (直後) (人)	
想定太平洋側海溝型地震	7	71,000	130,000	182,000	15,947,828
想定日本海側海溝型地震	6強	12,000	41,000	41,000	3,184,213
想定内陸直下型地震	7	22,000	42,000	68,000	2,348,147



図 2-2 想定地震における想定地震の震源域

表 2-2 大鰐町における地震の被害想定

想定地震名称	最大震度	建物被害		生活への影響	災害廃棄物発生量 (t) (津波堆積物を含む)
		全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	避難者 (直後) (人)	
想定太平洋側海溝型地震	6弱	1,100	2,900	1,800	106,928
想定日本海側海溝型地震	5強	1,100	3,100	1,800	102,768
想定内陸直下型地震	5弱	50	120	70	4,482

出典：青森県災害廃棄物処理計画 資料編（青森県 平成 30 年 3 月）

(2) 水害の推計

本町において、大鰐町地域防災計画においては、想定被害を踏まえた災害廃棄物の発生量を推計していないため、大鰐町洪水はハザードマップで示された浸水区分を参考に推計する。

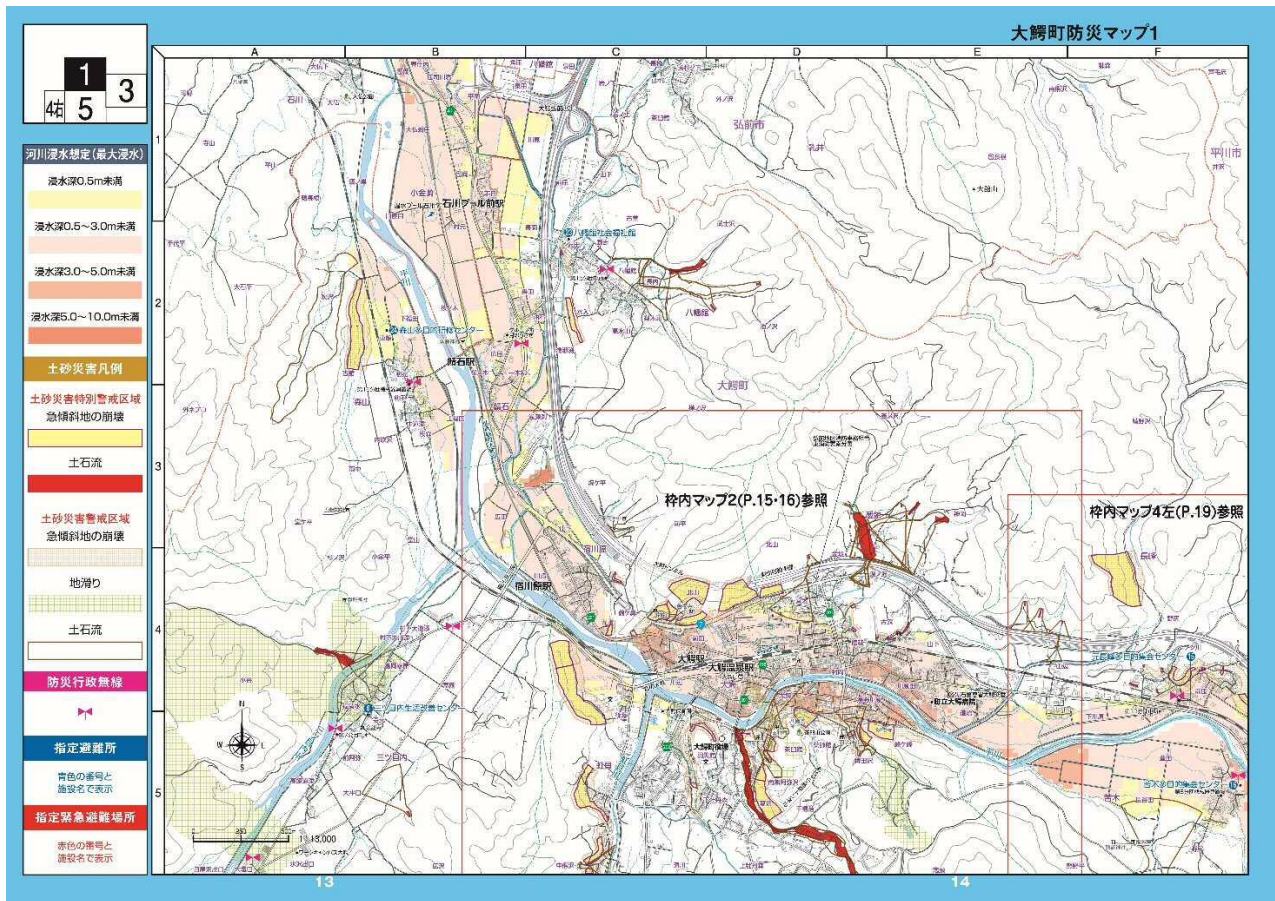
なお、水害による全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水の棟数把握は困難であることから、概数により算出する。

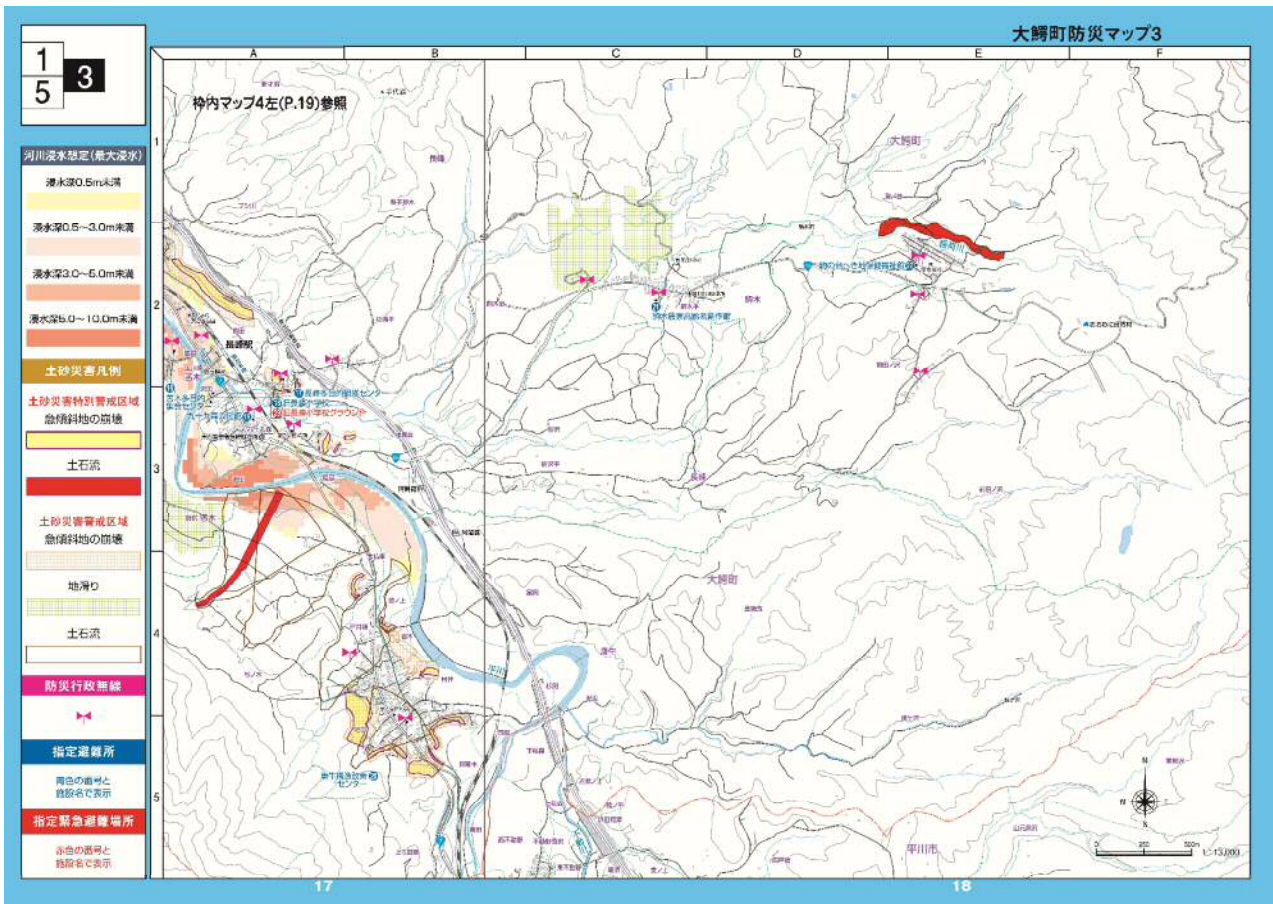
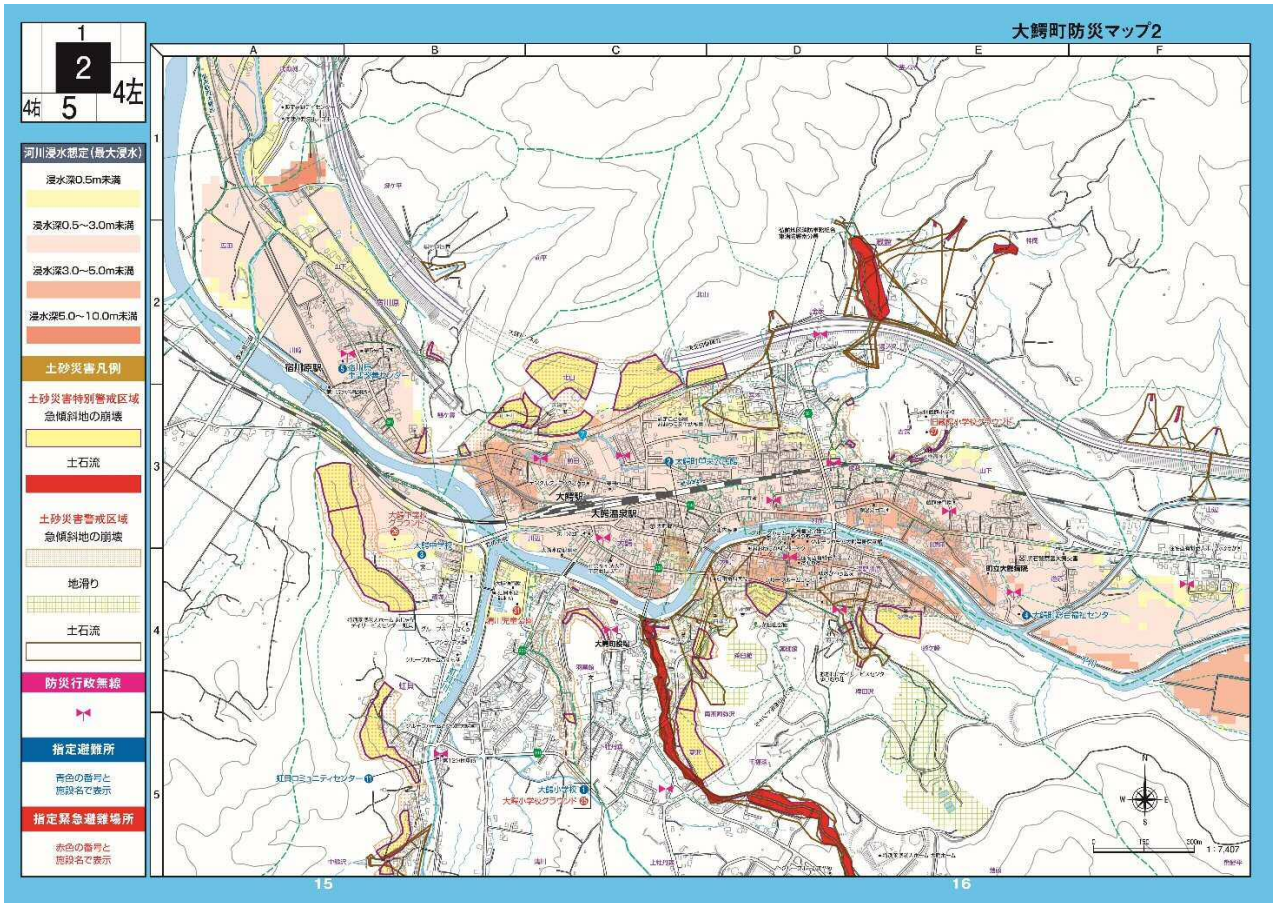
表 2-3 大鰐町における水害の被害想定

水害（平川氾濫）	岩木川水系平川 24 時間降雨量 330mm
----------	---------------------------

表 2-4 大鰐町における水害時の被害区分別の建物被害棟数（棟）

	浸水区区分	建物被害棟数
全 壊	5.0m～10.0m未満	0
半 壊	3.0m～5.0m未満	250
床上浸水	0.5m～3.0m未満	691
床下浸水	0.5m未満	565
合 計		1,506

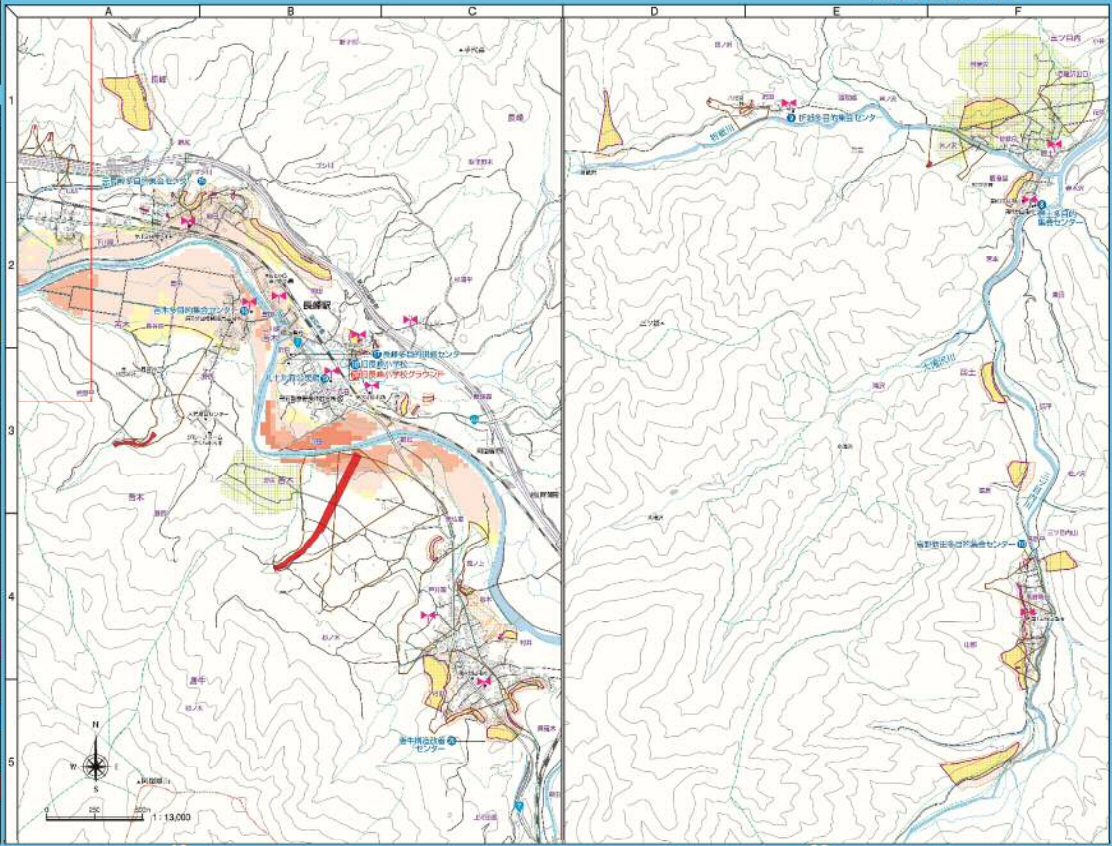




大鰐町防災マップ4

	1	2	4
4	5		
	6		

- 河川浸水想定(最大浸水)
- 浸水深0.5m未満
 - 浸水深0.5~3.0m未満
 - 浸水深3.0~5.0m未満
 - 浸水深5.0~10.0m未満
 - 土石災害凡例
 - 土石災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
 - 土石流
 - 土石災害警戒区域
急傾斜地の崩壊
 - 地滑り
 - 土石流
 - 防災行政無線
 - 指定避難所
 - 青色の番号と
施設名で表示
 - 指定緊急避難場所
 - 赤色の番号と
施設名で表示



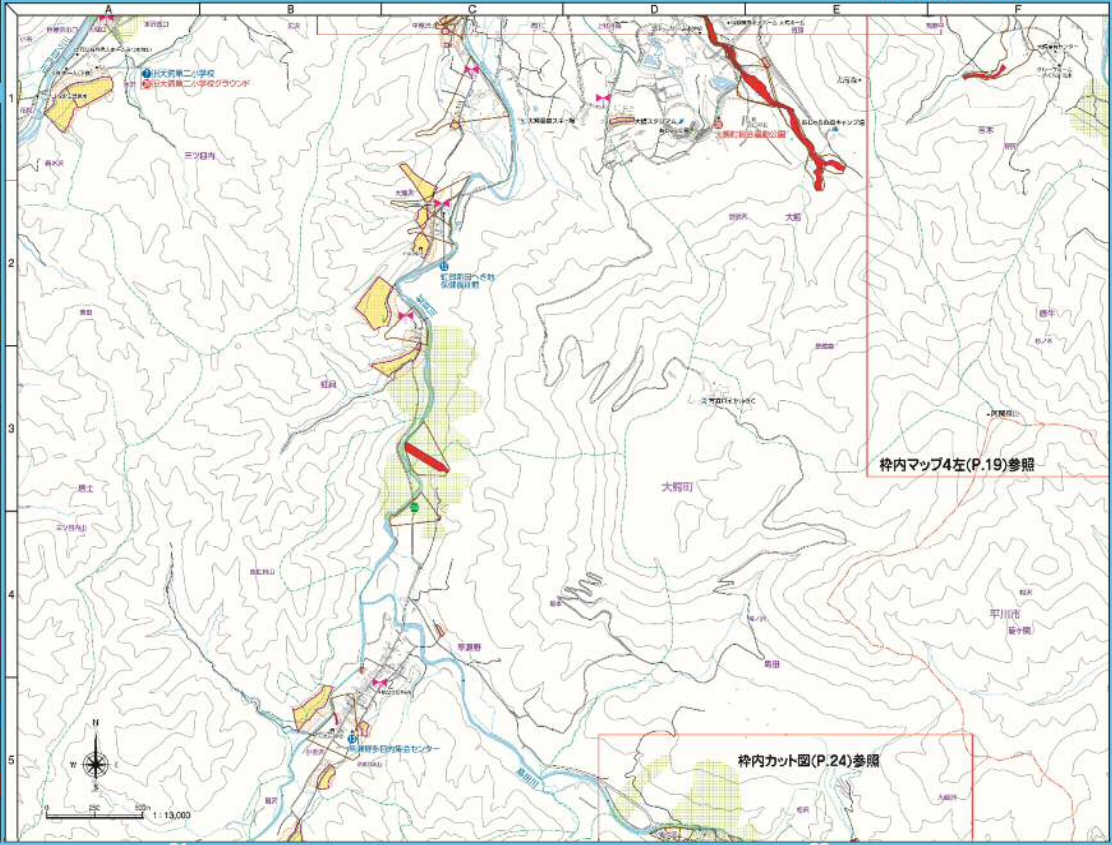
19

20

大鰐町防災マップ5

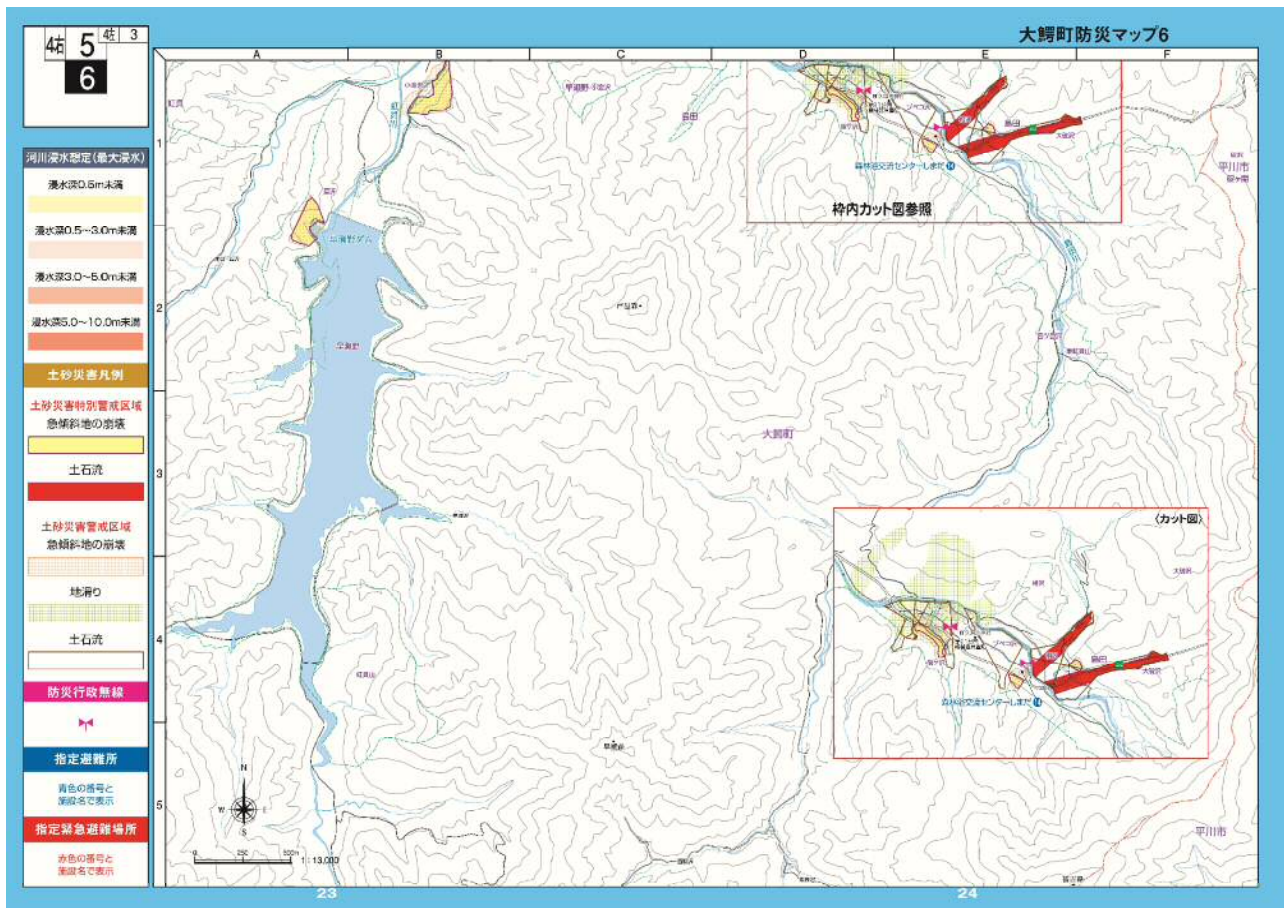
	1	4	3
4	5		
	6		

- 河川浸水想定(最大浸水)
- 浸水深0.5m未満
 - 浸水深0.5~3.0m未満
 - 浸水深3.0~5.0m未満
 - 浸水深5.0~10.0m未満
 - 土石災害凡例
 - 土石災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
 - 土石流
 - 土石災害警戒区域
急傾斜地の崩壊
 - 地滑り
 - 土石流
 - 防災行政無線
 - 指定避難所
 - 青色の番号と
施設名で表示
 - 指定緊急避難場所
 - 赤色の番号と
施設名で表示



21

22



大鰐町防災マップ（令和2年9月）

3. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、自然災害により生じた、生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物に該当する。

本計画において対象とする主な廃棄物は、木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物、生活ごみや避難所ごみ及び片付けごみ等である。

なお、放射性物質に汚染された廃棄物の取扱いについては、国の方針に従い処理するため、本計画の対象から除く。

表 2-5 災害時に発生する廃棄物（参考：災害廃棄物対策指針 P1-5～6）

種類		内容
災害廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される食品・水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で被災により使用できなくなったもの
	廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	石綿、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、太陽光パネル等
津波堆積物		海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
避難者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ、携帯トイレ等
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多く排出される等、平時とは異なる廃棄物が排出される）、携帯トイレ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ		住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）

※ その他、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品などの「思い出の品」は、別途取り扱う。

※ 事業活動に伴う廃棄物等については、原則として事業者責任で処理するものであるが、被災市町村の復興計画や市町村処理計画の中で処理の取り扱いが定められた場合はその限りではない。

※ 種類は対策指針に基づいており、今後の対策指針の改定により変更となる場合がある。

4. 災害廃棄物処理の基本方針

災害発生後における応急対応や早期の復旧・復興を図るため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施する。

(1) 生活環境の保全等

住民の健康への配慮や安全の確保、衛生面や環境面での安全・安心のための対応が必要であることから、災害廃棄物の処理の各業務の実施段階において、大気、騒音・振動等に係る生活環境保全対策及び環境モニタリングを実施する。

(2) 分別・再資源化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、災害廃棄物を可能な限り分別、再資源化し、最終処分量を低減させる。

(3) 関係機関・関係団体との連携・協力

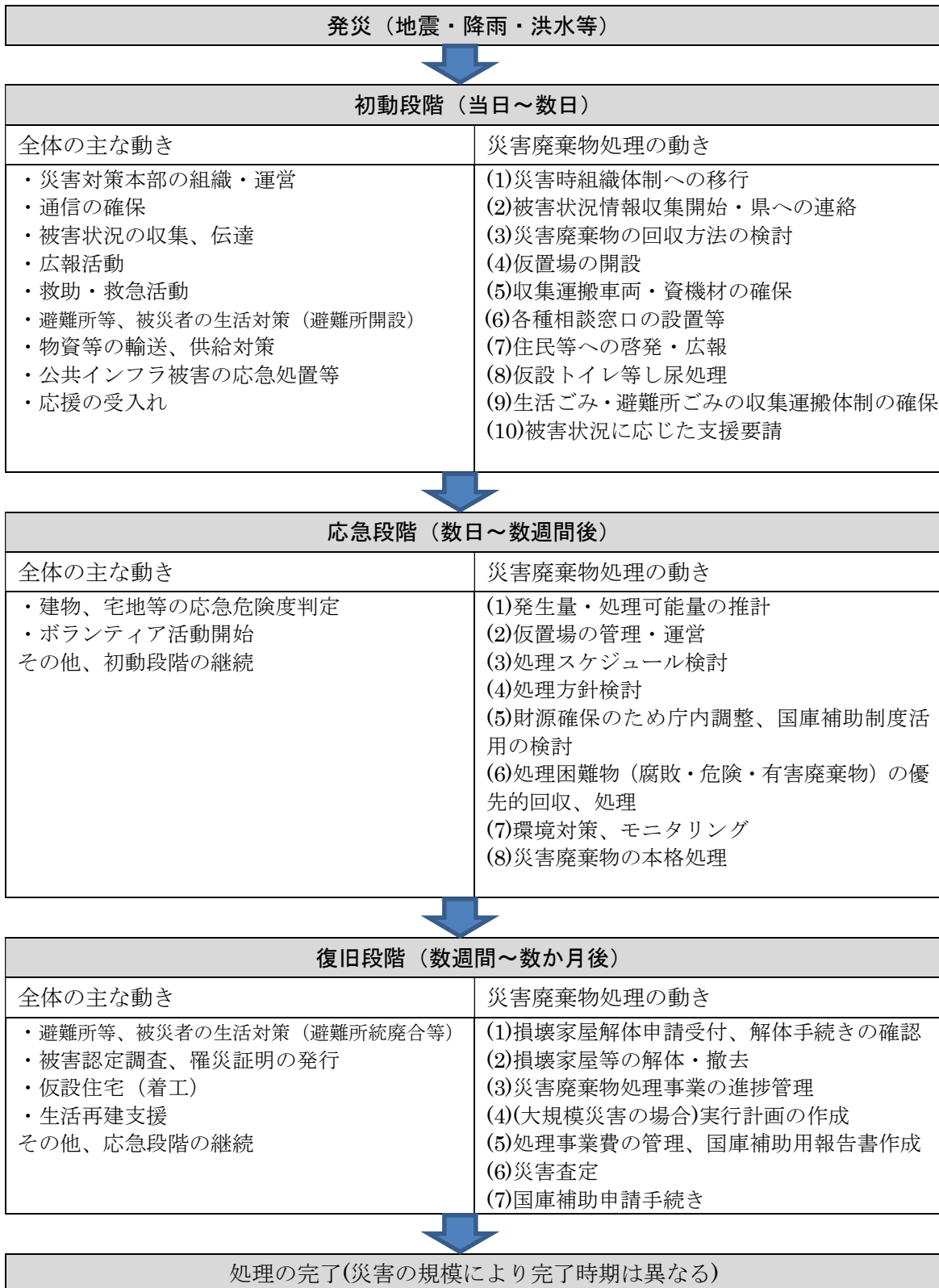
できる限り自区域内で処理を行うが、処理できない場合は、県や他市町村、民間事業者団体等と調整し、県内外での広域的な処理のための連携・協力体制を整備する。

(4) 計画的な処理

東日本大震災の処理実績を踏まえ、概ね3年以内の処理完了を目指し、目標期間を設定し、計画的な処理を実施する。

5.発災時における災害廃棄物処理対応の流れ

災害廃棄物処理の全体的な流れは以下のとおりである。



6. 一般廃棄物処理施設等の状況

大鰐町の一般廃棄物処理施設、民間の処理施設、応援協力体制にある処理施設等について、その処理能力、受入区分等の概要を下表に示す。収集運搬の車両についてもあわせて示す。

表 2-6 大鰐町の一般廃棄物処理施設

① ごみ焼却施設・し尿処理施設

	施設名称	設置者	供用開始	処理方式	処理能力 (t/日)	所在地、連絡先
ごみ 焼却 施設	弘前地区環境整備センター	弘前地区環境整備事務組合	2002	全連続燃焼方式	246/1	弘前市大字町田字筒井 6-2 0172-36-3883
	南部清掃工場	弘前地区環境整備事務組合	1992	全連続燃焼方式	140/1	弘前市大字小金崎川原田 54 0172-92-2105
し尿 処理 施設	津軽広域クリーンセンター	津軽広域連合	2015	夾雑物除去、希釈投入方式	116/1	弘前市大字津賀野字浅田 1237 0172-55-6728

② 粗大ごみ・リサイクル施設

施設名称	設置者	供用開始	処理方式	処理能力 (t/日)	所在地、連絡先
弘前地区環境整備センター	弘前地区環境整備事務組合	2003	選別、圧縮・梱包	93	弘前市大字町田字筒井 6-2 0172-36-3883

③ 最終処分場

施設名称	設置者	供用開始	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³) (令和3年度)	所在地、連絡先
弘前市埋立処分場(第2次第2区画)	弘前市	2018	39,400	224,000	179,679	弘前市大字十腰内字猿沢 2397 0172-93-2830

表 2-7 大鰐町内の産業廃棄物収集運搬業者

事業者名	取扱廃棄物	所在地、連絡先
大鰐クリーン協同組合	廃プラ、木くず、金属くず、ガラスくず	大鰐町大字大鰐字大鰐 19-3 TEL 0172-48-2121
株式会社片山組	廃プラ、木くず、金属くず、ガラスくず、がれき類、石綿含有産廃	大鰐町大字蔵館字湯ノ沢 4-3 TEL 0172-48-2875
有限会社幸山	廃プラ、金属くず、ガラスくず、水銀使用製品産廃	大鰐町大字大鰐字大鰐 19-3 TEL 0172-48-2944
有限会社築館土木	燃殻、汚泥、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、石綿含有産廃、水銀使用製品産廃、水銀含有ばいじん等 (燃殻、汚泥)	大鰐町大字唐牛字沼田 13-1 TEL 0172-48-4791
株式会社三上造材	廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、石綿含有産廃、水銀使用製品産廃	大鰐町大字蔵館字古館 90-2 TEL 0172-88-8781

表 2-8 大鰐町内のごみ及びし尿収集運搬車両

事業者名称	車両の種別	住所、連絡先
大鰐クリーン協同組合	ごみ収集運搬車 4 台	大鰐町大字大鰐字大鰐 19-3 TEL 0172-48-2121
大鰐衛生	汲取り車 1 台	大鰐町大字大鰐字上牡丹森 47-1 TEL 0172-48-2814
(有)コクサイ	汲取り車 2 台	大鰐町大字蔵館字北山 1-1 TEL 0172-48-2051

7. 災害廃棄物処理可能量の推計

地域内の一般廃棄物処理施設における処理可能量は以下のとおりである。

表 2-9 焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設

施設名称	処 理 分 類	令和3年度処 理量 A (t/年度)	処理能力B (1日あた り)(t/日)	処理能力(発災 後1年間) C (t/日)	処理能力(発災 後2年目、3年 目)(t/年) D	災害廃棄物処理可 能量(発災後3年 間)(t/3年) E
弘前地区環境整 備センター	焼却	42,439	246	11,976	26,441	64,858
南部清掃工場	焼却	26,548	140	4,420	12,652	29,724
弘前地区環境整 備センター	資源 化	10,515	93	11,232	17,013	45,258

※1 焼却施設の年間稼働日数は、対策指針(技術資料1-11-2)を踏まえ、年間日数から日曜日、年末年始、休止の期間等を引いた **280日**とする。粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設は **296日**とする。

※2 処理能力(発災後1年間)Cは、対策指針(技術資料1-11-2)を踏まえ、震度6強以上では4か月間処理能力が63%低下すると仮定し、処理能力(1日当たり)Bに280日(または296日)を乗じ、 $0.37/3 + 1/3 + 1/3 = 0.79$ を乗じたものから、処理の実績値である処理量Aを引いて求める。【 $C = B \times 280$ 日(または296日) $\times 0.79 - A$ 】

※3 処理能力(発災後2年目、3年目)Dは、処理能力(1日当たり)Bに280日(または296日)を乗じたものから、処理の実績値である処理量Aを引いて求める。【 $D = B \times 280$ 日(または296日) $- A$ 】

※4 災害廃棄物処理可能量(発災後3年間)Eは、3年間の処理能力C+D+Dから求める。【 $E = C + D + D$ 】

※5 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 2-10 最終処分場

施設名称	令和3年度埋立 容量A (m ³ /年度)	全体容積 (m ³)	残余容量 (m ³)	埋立開 始年度	埋立終 了年	残余 年数	災害廃棄物処理可 能量B(発災後3 年間)(m ³ /3年)
弘前市埋 立処分場 (第2次 第2区画)	7,320	224,000	179,679	2018	2033	9	8,784

※2 災害廃棄物処理可能量(発災後3年間)Bは、対策指針(技術資料1-11-2)を踏まえ、処理の実績値である埋立容量Aの3年相当分 $3 \times A$ に0.4を乗じて求める。【 $B = 3 \times A \times 0.4$ 】

※3 災害廃棄物処理可能量(発災後3年間)Bが残余容量を超える場合は、残余容量を災害廃棄物処理可能量(発災後3年間)Bとして表示する。

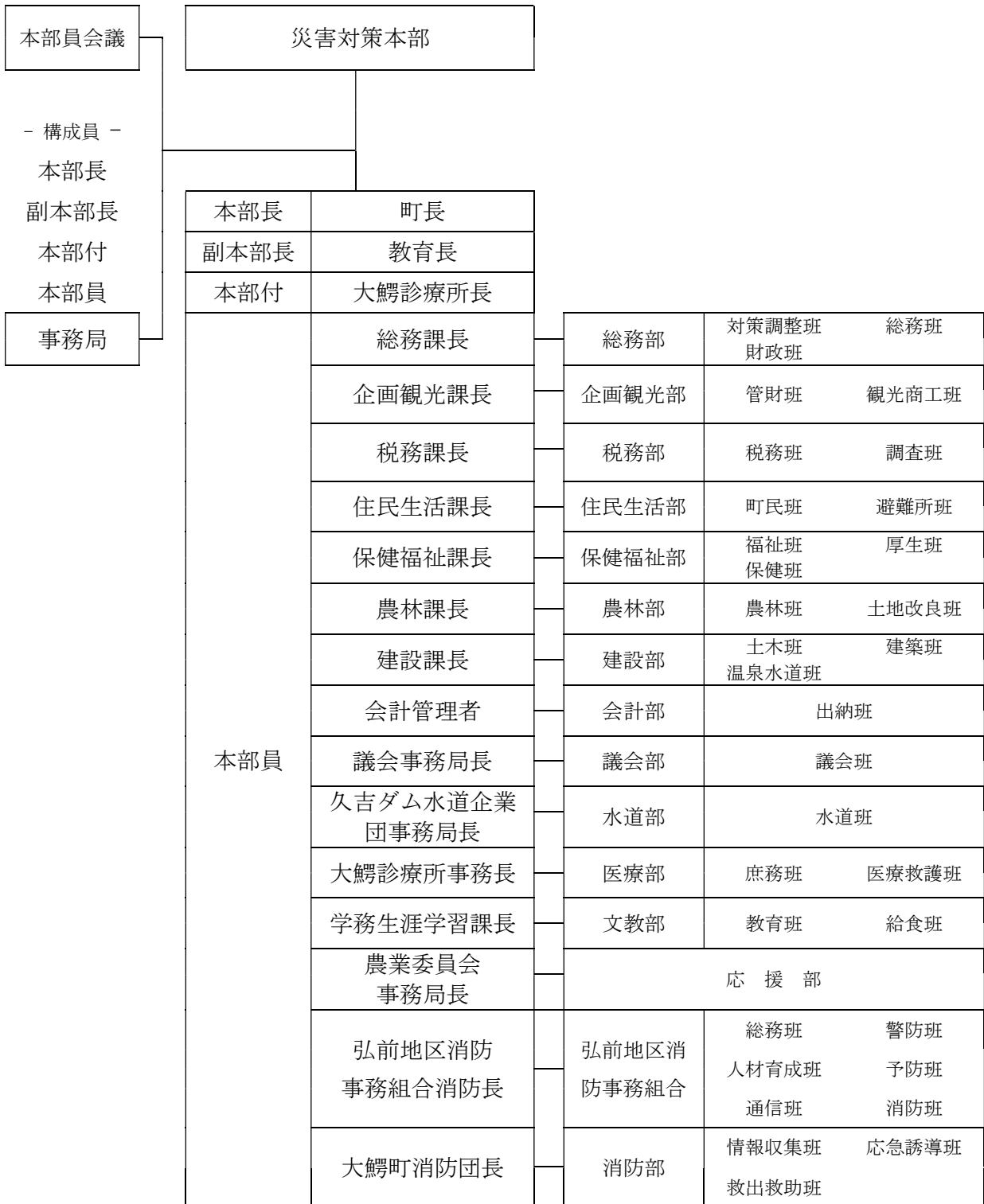
※4 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3章 災害廃棄物処理のための組織体制

災害廃棄物処理対策のため、組織体制を整備し、本町、関係機関・関係団体と連携した情報収集・連絡体制や広域的な処理に向けた協力・支援体制、教育訓練体制を整備します。

1. 組織・体制

【災害対策本部の組織】



【災害対策本部の所掌】

表3-1 大鰐町災害対策本部の所掌（参考）

部名 本部長 副本部長	班名 班長	分担事務
総務部 総務課長 総務課長補佐	対策調整班 (消防防災係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営及び統括に関する事 2 被害状況の把握及び報告に関する事 3 気象情報等の総括に関する事 4 防災会議に関する事 5 関係官庁諸団体との連絡調整に関する事 6 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 7 知事への防災ヘリコプター運航要請に関する事 8 自衛隊との連絡調整に関する事 9 ダム放流等の情報に関する事 10 災害救助法関係の総括に関する事 11 災害情報の総括に関する事 12 災害関係の陳情に関する事 13 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関する事（給水等を除く） 14 知事への応援要請に関する事（給水を除く）
	総務班 (人事行政係長) (庶務係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務部内の連絡調整に関する事 2 町議会との連絡に関する事 3 本部長及び副本部長の秘書に関する事 4 視察者及び見舞者の応接に関する事 5 被災地の視察に関する事 6 運輸通信電力関係の被害調査に関する事 7 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事 8 職員の非常招集及び配置に関する事 9 応援職員の要請及び連絡調整に関する事 10 受援に関する庁内調整及び状況把握・とりまとめに関する事 11 駅前、災害現場等案内所の設置運営に関する事 12 諸団体（町内会・婦人会等）への協力要請及びその動員に関する事 13 広聴活動に関する事 14 住民相談所に関する事 15 他部に属さない事項に関する事
	財政班 (財政係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政部内の連絡調整に関する事 2 災害応急対策関係予算の措置に関する事
企画観光部 企画観光課長	管財班 (管財係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画観光部内の連絡調整に関する事 2 庁舎関係施設の被害調査に関する事

企画観光課長 補佐		3 食料品等の調達に関する事。 4 災害対策用物品、資機材の調達に関する事 5 車両の管理運営、配車及び借上げに関する事 6 町有財産（普通財産に限る）の被害調査及び応急対策に関する事 7 応急復旧工事の請負契約に関する事 8 運輸通信（鉄道・バス・電話・郵便）、ガス関係の被害調査に関する事 9 燃料、資機材及び雑貨等の確保に関する事 10 緊急輸送車両の整備に関する事 11 無線、電話の確保及び臨時電話に架設に関する事 12 被災者救援物資の輸送に関する事
	観光商工班 （観光商工係長） （企画係長）	1 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関する事 2 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関する事 3 観光施設等の安全対策に関する事 4 バス緊急輸送の確保に関する事 5 バス運行の広報に関する事 6 災害の広報、記録に関する事
税務部 税務課長 税務課長補佐	税務班 （住民税係長）	1 税務部内の連絡調整に関する事 2 税関係相談所の開設に関する事 3 災害に伴う町税の減免措置に関する事 4 避難所の開設及び管理の応援に関する事 5 炊き出しその他食品の供給の応援に関する事 6 避難者の把握（立退先等）の応援に関する事
	調査班 （資産税係長） （収納係長）	1 建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査に関する事 2 被災者名簿の作成に関する事 3 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事 4 災害に伴う町税の減免措置に関する事
住民生活部 住民生活課長 住民生活課長 補佐	町民班 避難所班 （生活環境係長） （戸籍住民係長） （国保年金係長）	1 自衛隊との連絡調整に関する事 2 遺体の処理（埋葬含む）に関する事 3 埋火葬の証明に関する事 4 廃棄物処理施設の被害調査に関する事 5 廃棄物の処理及び清掃に関する事 6 被災地域における特別交通規制に関する事 7 被災地及び避難所のごみ、し尿の収集処理に関する事 8 避難所の開設及び管理に関する事 9 炊き出しその他食品の供給に関する事 10 避難者の把握（立退先等）に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> 11 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関する事 12 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関する事 13 住宅の応急処理に必要な調査に関する事
<p>保健福祉部 保健福祉課長 保健福祉課長 補佐</p>	<p>福祉班 (福祉係長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉部内の調整に関する事 2 避難行動要支援者の救助及び安全確保対策に関する事 (部内全員) 3 福祉施設 (社会・障害・児童) の被害調査及び応急対策に関する事 4 被災者の生活相談に関する事 5 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事 6 救援物品の受領及び保管並びに配分に関する事 7 救援金の配分計画及び配分に関する事 8 災害ボランティアに関する事 9 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事
	<p>厚生班 (介護保険係長) (地域包括支援係長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉施設 (老人・介護) の被害調査及び応急対策に関する事 2 避難行動要支援者 (高齢者等) の援助及び把握に関する事 3 被災者の生活相談に関する事
	<p>保健班 (健康推進係長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害調査・連絡調整に関する事 2 医療、助産及び保健に関する事 3 避難所等における衛生保持に関する事 4 防疫に関する事 5 負傷者の把握に関する事 6 医療救護班の編成に関する事 7 医療救助隊との連絡調整に関する事 8 医療薬品、衛生材料の調達の体制に関する事 9 被災者の保健指導に関する事
<p>農林部 農林課長 農林課長補佐</p>	<p>農林班 (農政農務係長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林部内の連絡調整に関する事 2 農林水産業関係の被害調査及び応急対策に関する事 3 主要食料の確保及び応急供給に関する事 4 生鮮食料品等の確保に関する事 5 農林水産業関係被災者への融資のあっせんに関する事 6 農林水産業関係の被害証明に関する事 7 家畜関係の被害調査及び防疫に関する事
	<p>土地改良班 (土地改良係) (林務係長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事 2 農地等の被害証明に関する事
<p>建設部 建設課長 建設課長補佐</p>	<p>土木班 (土木係長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設部内の連絡調整に関する事 2 応急復旧資材の確保に関する事 3 道路、棟梁等の被害調査及び応急対策に関する事 4 各河川の被害状況の収集及び応急対策に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> 5 水防に関する事 6 障害物の除去に関する事 7 災害復旧資材の輸送に関する事
建設部 建設課長 建設課長補佐	建築班 (建築係長) (都市計画係長) (土木係長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の設置及び入居者の選定に関する事 2 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関する事 3 公園施設及び街路樹の被害調査並びに応急対策に関する事 4 公共建築物の被害調査及び応急処理に関する事 5 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅融資のあっせんに関する事
	温泉水道班 (温泉水道係長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 温泉施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事 3 温泉の確保及び供給に関する事 4 簡易水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事
会計部 会計課長 会計課長補佐	出納班 (会計係長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援金の受領及び保管に関する事 2 災害関係経費の経理に関する事 3 事務用品等の出納に関する事 4 避難所の開設及び管理の応援に関する事 5 炊き出しその他食品の供給の応援に関する事 6 避難者の把握(立退先等)の応援に関する事
議会部 議会事務局長	議会班 (議会事務局係長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町議会議員との連絡調整に関する事 2 議会における災害対策各種会議の運営に関する事 3 町議会議員の被災地視察に関する事 4 その他議会の実施事項に関する事 5 避難所の開設及び管理の応援に関する事 6 炊き出しその他食品の供給の応援に関する事 7 避難者の把握(立退先等)の応援に関する事
水道部 久吉ダム水道企業団事務局長	水道班 (水道係長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道部内の庶務及び連絡調整に関する事 2 断減水時の広報に関する事 3 給水車の借上げ及び配車に関する事 4 給水等に関する他市町村への応援要請及び連絡に関する事 5 給水に関する知事への応援要請に関する事 6 給水活動に関する事 7 上水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 8 施設の復旧に関する事 9 災害復旧資器材の確保に関する事 10 水質検査に関する事
医療部 大鰐診療所 長	庶務班 (庶務係長) (管理係長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 診療所部内の庶務及び連絡調整に関する事 2 診療所の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 職員の非常招集及び配置に関する事

事務長	(給食係長)	4 収容患者の給食の確保に関する事
	医療救護班 (総看護師長)	1 傷病者等の医療救護及び看護に関する事 2 医療薬剤及び資材の供給確保に関する事 3 患者の避難誘導に関する事 4 保健班への応援に関する事
文教部 学務生涯学習 課長 学務生涯学習 課副参事	教育班 (学務教育係) (保健体育係) (生涯学習係)	1 文教部内の庶務及び連絡調整に関する事 2 学校施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 文教関係の被害記録に関する事 4 職員の非常招集及び配置に関する事 5 避難所、救護所への学校等施設の提供及びその管理運営に関する事 6 被災児童生徒の調査に関する事 7 応急の教育に関する事 8 学用品の調達、給与に関する事 9 児童生徒の避難及び救出の指導に関する事 10 児童生徒の保健及び環境衛生に関する事 11 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 12 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関する事 13 社会教育関係団体の協力要請に関する事
給食センター 所長	給食班 (給食係長)	1 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 学校給食の確保に関する事 3 炊き出しに関する事
応援部	農業委員会事務局長	1 農林関係の被害証明に関する事 2 災害状況等についての災害対策本部への連絡に関する事 3 他部局への応援に関する事 (総務課長の指示による)
消防部 消防団長 総括消防副団長	消防収集班 (消防副団長)	1 消防部内の連絡調整に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 消防団員の非常招集及び配置に関する事 4 災害の情報収集に関する事
	応急誘導班 (消防副団長)	1 消防施設の被害調査に関する事 2 消防及び水防活動、その他災害応急対策に関する事 3 避難の誘導、指示に対する事 4 障害物の除去に関する事 5 危険物施設等に対する応急措置に関する事
	救出救助班 (消防副団長)	1 被災者救出、救護に関する事 2 避難者の捜索に関する事 3 被害拡大防止に関する事

イ 弘前地区消防事務組合警防本部班別業務分担

機関名 総括	班名 班長	分担事務
弘前地区消防事務組合 弘前地区消防事務組合消防長	警防班 (警防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防本部の運営及び統括に関する事 2 消防活動の総合調整及び活動方針に関する事 3 職員及び消防団員の非常招集及び配置に関する事 4 火災防ぎよ、救助、救急活動その他災害対策に関する事 5 災害状況の分析・判断に関する事 6 消防に関する応援、受援に関する事 7 各市町村災害対策本部との連絡調整に関する事 8 各市町村消防団の情報収集に関する事
	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防本部が所有、管理する施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2 関係機関との連絡、調整に関する事 3 資機材の補給・調達に関する事 4 燃料の確保に関する事 5 消防活動に係る予算措置に関する事 6 各班の応援に関する事
	人材育成班 (人材育成課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常食及び衛生管理に関する事 2 職員のサービス等に関する事 3 各班の応援に関する事
	予防班 (予防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止に関する事 2 各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関する事 3 火災調査に関する事 4 り災証明(火災に限る。)の交付に関する事 5 危険物製造所等に対する応急措置及び対策に関する事 6 広報及び公聴に関する事
	通信班 (通信指令課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 出勤指令に関する事 2 通信施設の保守等に関する事 3 通信の運用及び無線の統制に関する事 4 警報等の伝達に関する事 5 災害情報の収集及び被害状況の整理、報告に関する事
	消防班 (東消防署長) (南分署長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防規定第2条第5号に規定する消防隊等の編成に関する事 2 災害現場における消火、救助、救急及びその他の活動に関する事 3 被害者の救助救出、救護及び捜索に関する事 4 避難指示の伝達及び避難誘導に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 災害現場における消防団の指揮に関する事 7 他機関との連携に関する事

【災害廃棄物処理の役割分担】

表 3-2 役割と業務内容

役割	業務内容	担当課等
① 総括責任者	職員の安全確保及び安否確認 災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握 災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理	総務課 住民生活課
② 企画	情報収集、被災状況の把握 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し	総務課 住民生活課
③ 総務	庁内（土木部署等）、国、県、支援団体との連絡調整 他の市町村、支援団体等への応援要請、調整 人員確保、労務管理仮設処理施設整備、車両等の資機材調達等	総務課
④ 経理	資金の調達・管理、施設整備、資機材調達等の契約 国庫補助の対応	総務課
⑤ 住民窓口	住民広報（ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置場） 住民広報（解体撤去等） 家屋解体の受付 問い合わせ対応	住民生活課 税務課
⑥ ごみ・し尿対応	仮設トイレの設置、維持管理、撤去 ごみ（避難所・一般家庭）収集・処理 し尿（避難所・一般家庭）収集・処理 一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認	住民生活課
⑦ 仮置場	住民用仮置場（廃家具・廃家電等の受入）の設置、運営管理 仮置場（可燃・不燃物等への分別）の設置、運営管理	住民生活課
⑧ 解体撤去	がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理 各仮置場への収集運搬	住民生活課 建設課
⑨ 処理	仮設処理施設の設置、運営管理 再生利用、最終処分の実施	住民生活課

出典：災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル～アクションカード付き～

2. 情報収集及び連絡体制

発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について情報収集を行う。

収集した情報は災害対策本部に集約し、一元管理を行うとともに、県との連絡窓口を明確にし、発災直後だけでなく定期的に情報収集を行う。また、災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の通信手段（「移動型防災無線等」）も確保する。

表 3-3 被災時に収集すべき情報

区分	情報収集する項目	目的
災害廃棄物の発生状況	○ 災害廃棄物の種類と量 ○ 支援ニーズ	処理体制の構築支援
一般廃棄物処理施設の被災状況	○ 被災状況 ○ 復旧見通し ○ 支援ニーズ	
収集運搬体制	○ 道路情報 ○ 収集運搬車両の被害状況	
仮置場設置状況	○ 仮置場の位置と規模 ○ 必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	○ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ○ 有害廃棄物の種類と量及び保管状況	生活環境の保全に向けた支援

3. 関係機関との連携

災害廃棄物処理にあたっては、大鰐町が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県および周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

県と県内全市町村が参加している「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」等を活用し、必要な支援や、県職員や他市町村職員の派遣について協議・調整を依頼する。

表 3-4 大鰐町の災害時の相互応援協定(自治体間)

協定名	協定相手先	締結年月日	協力内容
災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	青森県及び40市町村	H30.12.6	物資、資材の提供、救援救護、車輛や職員の派遣など
青森県消防相互応援協定	40市町村及び各地区消防事務組合	H28.3.1	災害、火災、救助活動

また、大鰐町では、下記のとおり民間事業者と協定を締結していることから、発災時には円滑な災害廃棄物処理体制を構築するために、速やかに協力を依頼する。

表 3-5 大鰐町が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

協定名	担当課	協定相手先	締結年月日	協力内容
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	総務課	一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部	H30. 11. 5	災害時における建築物等の解体撤去
災害時における応援業務に関する協定	総務課	大鰐町林業育成会	H28. 5. 24	農林業用施設等の応援業務

県では、以下のとおり民間事業者団体と協力を締結していることから、これらの協定も活用する。

表 3-6 青森県が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

協定名	県担当課	協定相手先	締結年月日	協力内容	費用負担
無償団体救援協定	環境政策課	青森県環境整備事業協同組合	H16. 12. 1	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬	無償
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	環境政策課	(一社) 青森県産業資源循環協会	H20. 3. 19 (R3. 3. 1改訂)	災害発生時における災害廃棄物の処理等	市町村負担
大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力に関する協定	防災危機管理課	(一社) 青森県解体工事業協会	H24. 5. 10	大規模災害が発生した場合における建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去	市町村負担

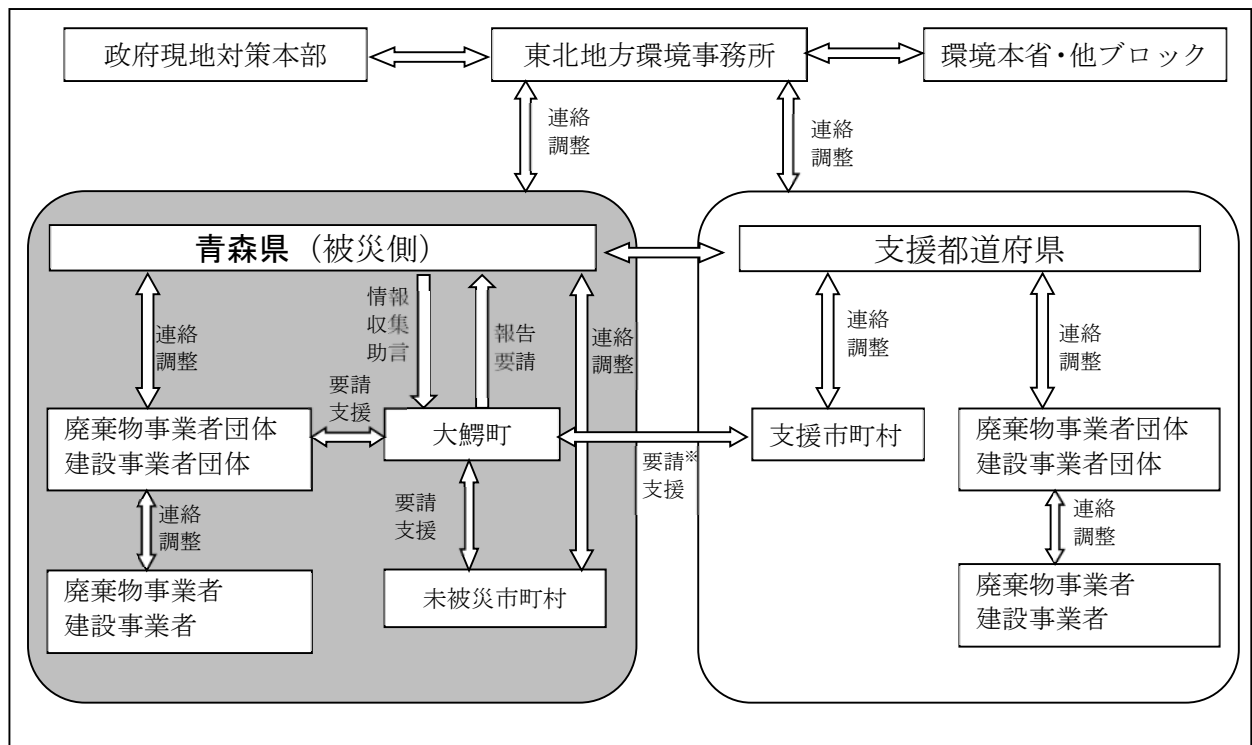


図 3 - 2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の概念図

第4章 災害廃棄物処理

1. 災害廃棄物発生量推計

災害廃棄物の品目別の組成及び発生原単位は、災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月改定）技術資料1-11-1-1）による。

表4-1 災害廃棄物種類別割合（参考：対策指針（技術資料1-11-1-1））

区分	重量割合	算定に用いたデータ
可燃物	18.0%	東日本大震災の実績を基に設定した種類別割合 ・宮城県「災害廃棄物処理実行計画（最終版）」 ・岩手県「災害廃棄物処理詳細計画（第二次改訂版）」
不燃物	18.0%	
コンクリートがら	52.0%	
金属	6.6%	
木くず（柱角材）	5.4%	

推計式4-1 災害廃棄物発生量の推計方法（同）

<p>1) 地震による建物の全壊・半壊被害が発生した場合 災害廃棄物発生量 ＝全壊棟数×発生原単位（ア）＋半壊棟数×発生原単位（イ）</p> <p>2) 津波・水害による浸水被害が発生した場合 災害廃棄物発生量 ＝床上浸水世帯数×発生原単位（ウ）＋床下浸水世帯数×発生原単位（エ）</p> <p>3) 地震による建物の全壊・半壊被害、津波による浸水被害が発生した場合 災害廃棄物発生量＝1)＋2)</p> <p>4) 地震による建物の全壊・半壊被害、津波による浸水被害、津波堆積物が発生した場合 災害廃棄物発生量＝1)＋2)＋津波浸水面積（㎡）×発生原単位（オ）</p> <p>発生原単位（ア）～（オ）は、表4-3の、建物被災状況等ごとの発生原単位とします。</p>

表4-2 災害廃棄物の発生原単位（同）

	建物被災状況等	発生原単位
(ア)	全壊	117 t／棟
(イ)	半壊	23 t／棟
(ウ)	床上浸水	4.6 t／世帯
(エ)	床下浸水	0.62 t／世帯
(オ)	津波堆積物	0.024 t／津波浸水面積（㎡）

発生量の内訳は表 4-3 表 4-4 のとおりである。

表 4-3 地震災害における災害廃棄物推計量 (t)

想定地震名称	災害廃棄物
想定太平洋側海溝型地震	106,928
想定日本海側海溝型地震	102,768
想定内陸直下型地震	4,482

出典：青森県災害廃棄物処理計画資料編（青森県平成 30 年 3 月）

表 4-4 水害における災害廃棄物発生量 (t)

水害	災害廃棄物
岩木川水系平川	9,279

表 4-5 種類別の災害廃棄物発生量(t)

種類	想定太平洋側 海溝型関連	想定日本海側 海溝型地震	想定内陸直下 型地震	岩木川水系 平川
可燃物	19,247	18,498	807	1,670
不燃物	19,247	18,498	807	1,670
コンクリートがら	55,603	53,439	2,331	4,825
金属くず	7,057	6,783	296	613
柱角材（木くず）	5,774	5,549	242	501
合計	106,928	102,768	4,482	9,279

発災後においては、建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測する。

2. 処理スケジュール

想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長 3 年を目途に処理スケジュールを定める。

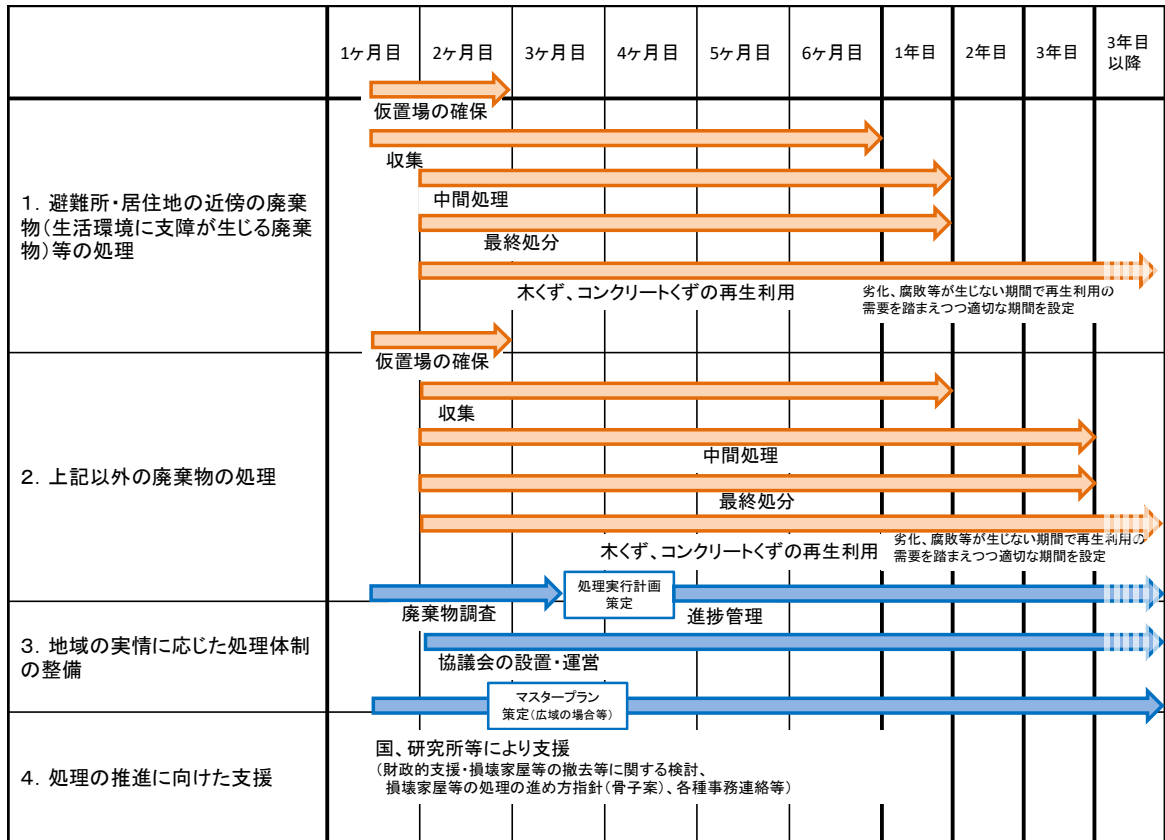


図4-1 災害廃棄物処理スケジュール

3. 処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示し、処理方針を検討するために処理フローを作成するものである。

災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な、可燃物・不燃物の量を推計し、地域の廃棄物処理施設において焼却処分や最終処分の方法を検討する。自区域内の処理施設において処理できないものは広域的な処理を検討する。

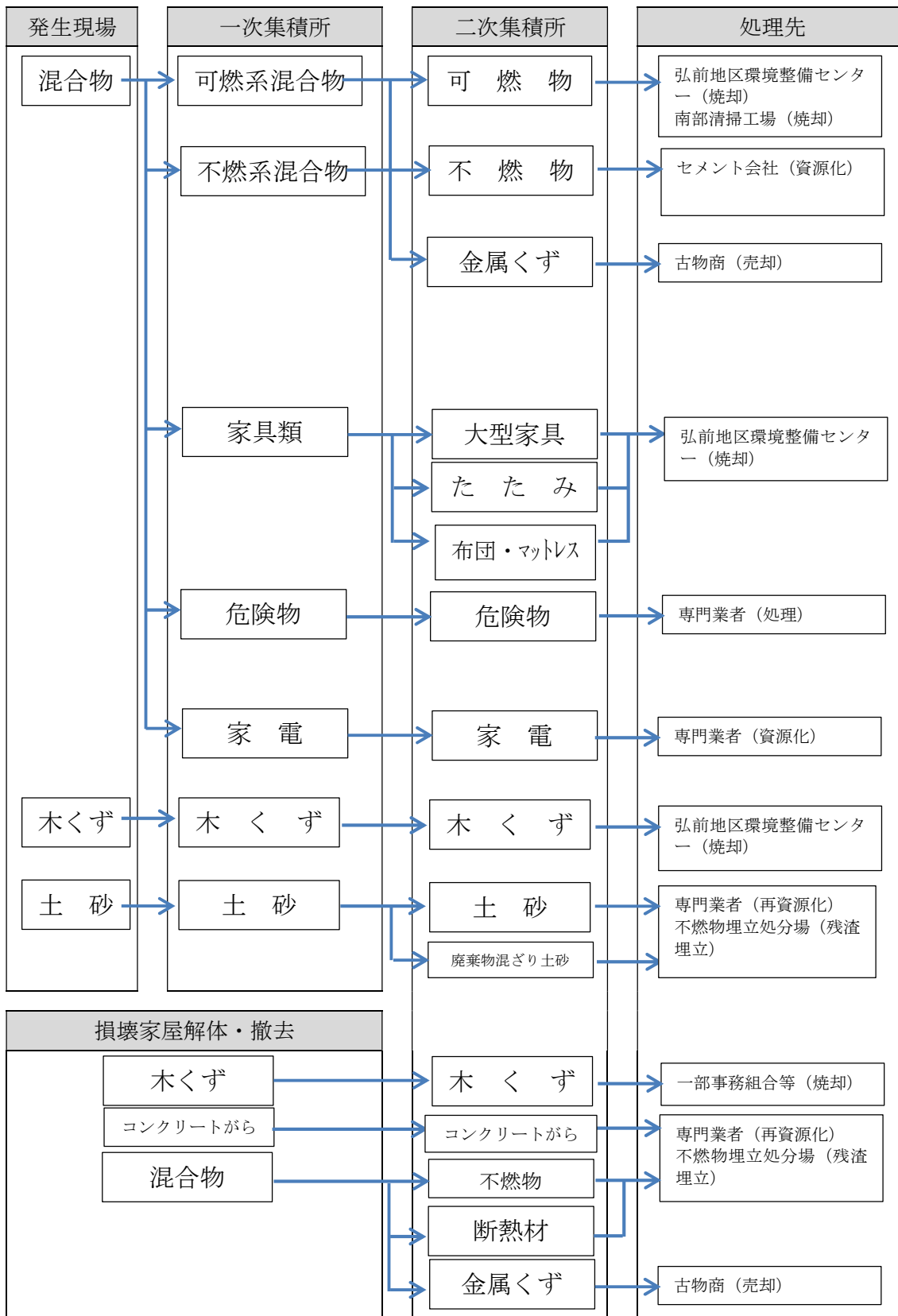


図4-2 処理フローの例

4. 収集運搬計画

生活ごみの収集運搬体制を確保しつつ、災害時における収集運搬方法・ルート、優先的に回収する災害廃棄物の種類、必要となる資機材、連絡体制・方法等の災害廃棄物の収集運搬体制を整備する。

また、災害廃棄物処理に関する住民や事業者の理解の促進と分別意識の向上を図るため、収集運搬に当たっての災害廃棄物の分別・排出方法について、啓発・広報を行う。収集運搬については、以下の点に留意する。

表4-6 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項(参考：対策指針 P2-29)

項目	検討事項
収集運搬車両の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ○ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ○ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸別収集又はステーション収集。 (仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念される。) ○ 陸上運搬（鉄道運搬を含む）、水上運搬。 (道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場合によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば、被災現場と 処理現場を結ぶ経路に鉄道や航路があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。)
収集運搬ルート 収集運搬時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。 ○ 収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材 (重機・収集運搬車両など)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集ルートや日時などを住民に周知する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬車両からの落下物防止策などを検討する。

5. 仮置場の設置等

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために発災後速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を除去する。災害廃棄物は膨大な量になると見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難になることが想定されることから、仮置場を設置するものとし、平時からその候補地を選定する。

仮置場の開設に当たっては、管理する人員（仮置場の全体管理、車両案内、荷降ろし、分別の手伝い、夜間の警備（不法投棄、盗難防止）等）や資機材（廃棄物の下に敷くシート（鉄板）、粗選別等に用いる重機、仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット、分別区分を示す立て看板、害虫発生防止のための薬剤等）が必要となることから、必要となる資機材の種類と量、仮置場の管理・指導の担い手（市町村や一部事務組合の職員、退職者等）について検討する。

（１）仮置場の必要面積

仮置場の必要面積を次のとおり算定した。

推計式 4-1 仮置場の必要面積の算定方法例

（参考：対策指針（技術資料 1-14-4））

1 面積の推計方法の例

【前提条件】

- ・ 災害廃棄物の集積量の内訳は、可燃物 18%、不燃物 18%、コンクリートがら 52%、金属 6.6%、木くず（柱角材） 5.4%とします。

面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量（※下記計算式に当てはめると、集積量＝発生量の 2/3 となります。）

災害廃棄物の発生量：発生した災害廃棄物の総量であり、仮置場への搬入が、発災後 1 年目で完了するものと仮定します。

処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間

- 災害廃棄物の発生量を処理期間（年）で除して求められる値（発災後 1 年目での処理量）とします。

- 処理期間：3 年

見かけ比重 (t/m³): 可燃物 0.4、不燃物 1.1、コンクリートがら 1.48、金属 1.13、木くず (柱角材) 0.55

積み上げ高さ : 5 m以下が望ましい (本計画では5 mを用いる)。

作業スペース割合 : 0.8~1 (本計画では0.8を用いる)。

2 簡易推計式の例

面積 (m²) = 震災廃棄物の発生量 (千 t) × 87.4 (m²/t)

表 4-7 仮置場の必要面積

災害名	災害廃棄物発生量	仮置場の必要面積
想定太平洋側海溝型地震	106,928t	28,783 m ²
想定日本海側海溝型地震	102,768t	27,663 m ²
想定内陸直下型地震	4,482t	1,206 m ²
岩木川水系平川	9,279t	2,404 m ²

出典：地震については「青森県災害廃棄物処理計画 資料編」(青森県 平成 30 年 3 月)を参考にした。水害については独自に計算

(2) 仮置場の候補地選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため仮置場を設置するものとし、平時に以下の留意点に配慮して、防災担当部署等と協議のうえ候補地を選定する。

表 4-8 仮置場候補地選定の留意点

選定を避けるべき場所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺は避ける。 ・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。 ・土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。
候補地の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・重機等による分別・保管をするため、できる限り広い面積を確保する。 ・公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地 (町有地、県有地、

	<p>国有地等) が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借上げ)が望ましい。 ・アスファルト等舗装してある場所が望ましい。 ・候補地に対する他の土地利用(自衛隊野営場、避難所、応急仮設住宅等)のニーズの有無を確認する。 ・効率的な搬入出ルート、必要な道路幅員が確保できる。 ・長期間の使用が可能である。 ・道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮する。
--	---

以上を踏まえ、町における仮置場候補地を選定することとし、災害時に町民やボランティア等が勝手に整理することなく仮置場に持ち込むリスクも考慮し、本計画には場所を掲載しない。

(3) 仮置場の設置運営

平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震などの過去の大震災の教訓から、処理機関の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等、搬入時からの分別を徹底することが(国庫補助の活用なども含めて)重要とされており、当町においても同様に運営を行う。

◇仮置場の選定は、候補地リストの中から、町災害対策本部内で調整のうえ行う。

◇仮置場候補地は、平時若しくは使用前に土壌調査をしておくことが望ましい。

◇保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等、土壌汚染防止対策を検討する。

◇仮置場では円滑に通行できるように一方通行の動線とすることに努める。

◇仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(平時に作成しておく)

◇生ごみは搬入不可とする。

◇災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。

◇可能な限り分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。

◇火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬

入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かない。

◇状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲に、フェンス等の囲いを設置する。

(4) 仮置場のレイアウト

仮置場のレイアウトを設定する際は、右折する車両での渋滞を避けるため、左回り(時計回り)とし、入口と出口は別々に配置する。

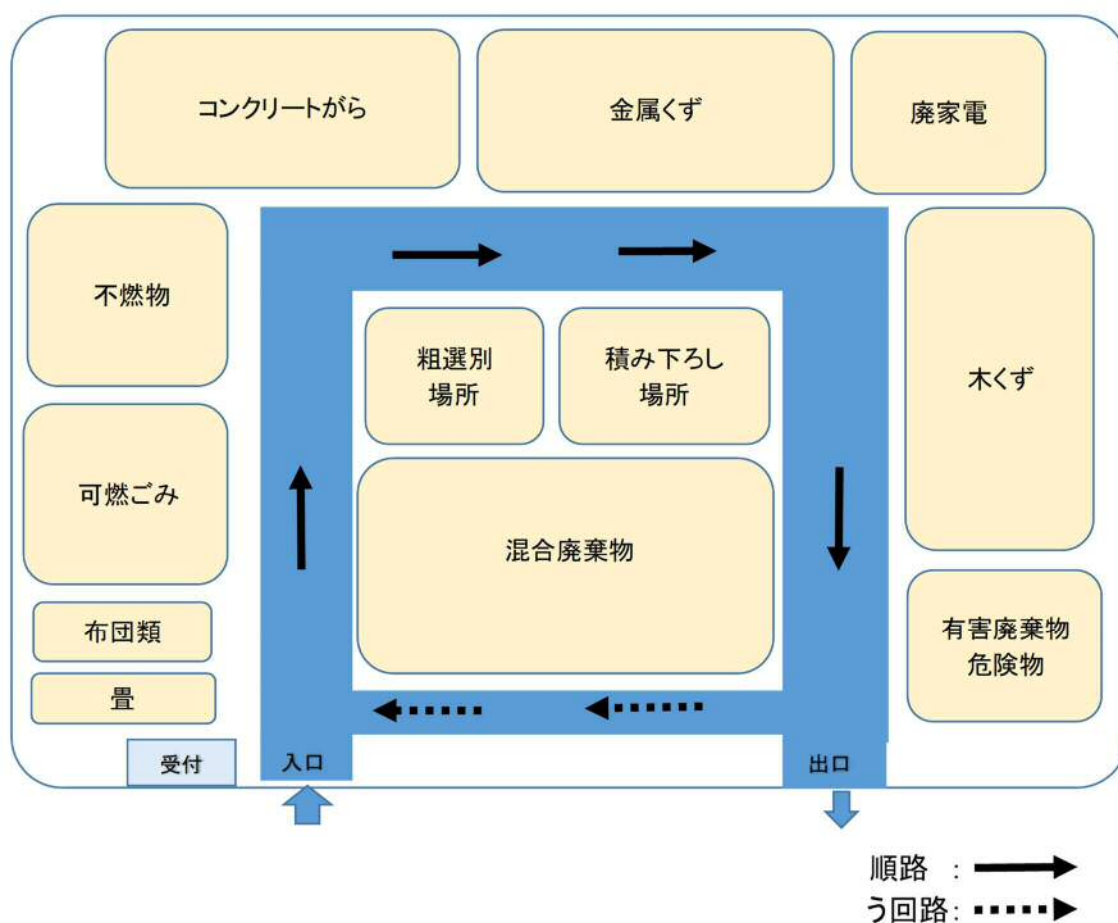


図4-3 仮置場のレイアウト例

6. 処理困難物への対応

大鰐町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定める。

表 4-9 発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応方針

処理困難物	概要	対応方針
①廃自動車	水害による流出や道路や建物等の破壊により発生する。所有権の扱いや保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	自動車リサイクル法に則り処理する。車両の撤去・移動や所有者の引き取りの意思確認、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）に引き渡すまでの仮置場での保管を行う。
②畳	水害による浸水や家屋解体等に伴い発生する。浸水した場合の腐敗対策や保管場所、処分先の確保において困難を伴う。	焼却炉の条件に応じて前処理を行い、焼却処理する。保管中の腐敗対策、火災に留意する。
③流木	水害による斜面崩壊による土砂災害などに伴い発生する。重量物であり、根元に多量に土砂が付着することがあり、取り扱いや保管場所の確保に困難を伴う。	根元に付着した土砂はふるい選別等により可能な限り除去する。木材部分は、柱角材として再利用するが、木材の保存状態に応じてチップ化や、焼却処理を行う。
④廃タイヤ	水害で流出した自動車や自動車修理工場やタイヤ販売店からの流出に伴い発生する。中空構造により嵩張り、保管場所確保に困難を伴う。また、一度燃えはじめると消火困難である。	廃タイヤのリサイクル事業者へ引き渡すが、汚れの状態等に応じて洗浄等の措置を行い、リサイクル事業者の受入れ条件に合わせる。自動車についているタイヤは廃自動車と同じルートで処理する。
⑤石膏ボード	建物の倒壊、解体により発生する。水濡れにより再生不可能となるため、保管に注意を要する。また、カドミウム、ヒ素、アスベストを含有する製品もあり、取り扱いに注意を要する。	管理型最終処分場へ処分するが、アスベスト等有害物質を含有する場合、適正な措置を施したうえで処分する。
⑥消防法で定める危険物	消防法で定められた、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、③火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品	最終的には、専門業者への処理を委託するが、物質の種類に応じて、火災防止策に留意して管理する。
⑦高圧ガス容器	水害による流出や建物の倒壊により LP ガス等の高圧ガスを封入したガス容器が発生する。ガス容器は内部温度上昇による爆発の可能性があるので、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、ボンベの内容物の確認、運搬時の衝撃防止、火気の忌避などに留意して管理する。
⑧収穫米	米貯蔵施設の浸水に伴い発生する。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要がある。	焼却処理、埋立処分等を行う。
⑨りんご（落果）	台風等の強風により発生する。悪臭、虫の発生等、生活環境保全の支障が生じるおそれがある。	畑地へのすき込み処理のほか、焼却処理、埋立処分を行う。

	れがあるため、取り扱いに注意を要する。	
⑩廃船舶	津波による流出により発生する。素材によって処理先が異なることから取り扱いに注意を要する。	所有者が行うことを原則とするが、所有者の特定が困難な場合は、市町村が船舶の素材に応じて処理を行う。
⑪飼料・肥料	農家等の農業・畜産資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。悪臭、虫の発生など、生活環境保全の支障が生じるおそれがあるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には焼却処理、埋立処分等を行うが、可能な限りフレコンバック等に袋詰めを実施する。
⑫農機具類	農家等の農業資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への引取を委託するが、燃料やバッテリーを取り出して保管する。
⑬石油ストーブ	家屋解体や津波や水害による流出等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	平時の処理ルートを活用して、粗大ごみとして処理を行うが、燃料タンクと電池を取り外して保管する。
⑭海水等水分が混入した燃料	津波や水害による浸水に伴い発生する。リサイクル不可であるため、処分先の確保において困難を伴う。	リサイクル不可であるため、他の焼却対象物に染み込ませて焼却処理を行う。
⑮PCB 廃棄物	発電施設の倒壊、解体により発生する。PCB は周辺環境の汚染や住民の健康被害が懸念されることから対応を優先する必要がある。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じ保管する。
⑯太陽光発電設備	建物の倒壊により発生する。太陽光発電設備は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	運搬および保管にあたっては、感電防止の他、破損等による怪我の防止や水濡れ防止等必要な対策を講じる。
⑰蓄電池	建物の倒壊や津波、水害による流出に伴い発生する。蓄電池は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	作業にあたっては、感電防止対策を講じる。
⑱火山灰	火山の噴火により発生する。火山灰は風による飛散や降雨による流出が懸念され、取り扱いに注意を要する。	最終的には、土砂として土捨て場等で処分を行う。保管中は飛散・流出防止等の必要な対策を講じる。

7. 環境対策

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められるとともに、住民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要があるため、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において実施する県計画及び対策指針に基づいた環境対策を予め整理する。

表4-10 災害廃棄物処理における環境影響と環境対策（参考：対策指針(技術資料 1-14-7)

項目	環境影響	対策例（発災時）
大気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解体・撤去、仮置場での作業における粉じんの飛散 ○ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理における飛散 ○ 災害廃棄物保管における有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な散水の実施 ○ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ○ 飛散防止ネットの設置 ○ フレコンバッグへの保管 ○ 搬入路への鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○ 運搬車両退出時のタイヤ洗浄 ○ 収集時や作業時における目視による石綿分別の徹底 ○ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 撤去・解体等処理作業における騒音・振動 ○ 仮置場への搬入、搬出車両の通行における騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低騒音・低振動タイプの機械、重機の使用 ○ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ○ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物に含まれる有害物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ○ 水たまりを埋めて腐敗防止

8. 広域処理

大鰐町が利用している一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を最大限に利用するが、発災後の被害状況から、処理期間が長い、または施設の能力が不足して、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討する。広域的な処理が必要な場合は、県や関係市町村と調整する。

9. 事務委託

災害廃棄物は原則として市町村が処理主体となるが、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託する。

なお、事務委託に当たっては、委託する大鰐町及び受託する県双方の議会の議決が必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要がある。

10. 損壊家屋の解体・撤去

損壊家屋等は私有財産であるため、その処理は原則として、所有者が実施するが、通行上の支障がある場合や倒壊の危険性が高い場合については、所有者の意思を確認した上で、適切に対応するが実施する家屋の解体等に当たっては、以下を考慮する。

- ① 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。
- ② 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
- ③ 撤去・解体の作業開始前および作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- ④ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- ⑤ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

11. 思い出の品等への対応

思い出の品について、廃棄せず、回収・保管し、可能な限り所有者に引渡す。

また、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、建物の解体、災害廃棄物の撤去等を行う者等に処理の留意点の周知徹底を図るとともに、必要な措置を行い、保護・保全に努める。

表 4-11 思い出の品等の取扱方法例（参考：対策指針（技術資料 1-20-16））

項 目	内 容
対象例	所有者等にとって価値があると認められるもの（位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、パソコン、ハードディスク、USBメモリ等記録媒体、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ、金庫）及び貴重品（財布、通帳、ハンコ、株券、金券、商品券、古銭、貴金属類）等
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収する。 住民・ボランティアの持込みによって回収する。 現場や人員の状況により、思い出の品回収チームを作り回収する。
保管方法	土や泥が付着している場合は、洗浄、乾燥させた上で、市町村の公共施設で保管・管理する。 発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理する。 保管・管理に当たっては、思い出の品等に個人情報が含まれる点に留意する。
所有者等の確認方法	市町村の公共施設で保管・閲覧し、申請により確認する。
返却方法	閲覧や引渡しの日時を設定し、持ち主に返却する。 基本は面会引渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引渡しも可とする。 貴重品等は、速やかに警察に届けを行った上で、警察へ引き渡す。

12. 国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金）の活用

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、被災市町村のみで対応することが困難なため、国の補助事業の活用が必要になる。

環境省においては、「災害等廃棄物処理事業費補助金」「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」の2種類の災害関係補助金がある。国への申請手続きは、県を經由して行われることになるため、県・市町村は円滑な事業実施のため、発災後早期に国と緊密な情報交換を行う。

国庫補助金を活用する場合、補助対象事業限度額を決めるため、査定官（地方環境事務所担当官）及び立会官（地方財務局担当官）による災害査定を受ける。

補助金申請においては、災害廃棄物処理事業の内容や処理費用について、会計事務が適正に行われていることを示す積算書や契約書の写し、管理日報、被害写真等多くの書類作成が必要になるため、人員確保に留意する必要がある。

○災害等廃棄物処理事業費補助金（災害廃棄物の処理）

一定レベル以上の災害により、それに起因した廃棄物が発生し、生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物等の処理にかかる事業費（諸経費等を除く）が40万円以上となる場合が対象。補助率1/2（地方負担分についても大部分は地方交付税措置あり）。

○廃棄物処理施設災害復旧費補助金（廃棄物処理施設の復旧）

一定レベル以上の災害により、一般廃棄物処理施設や市町村設置型浄化槽等に一定以上の被害があった場合が対象。補助率1/2（同）。

第5章 避難所ごみ及びし尿の処理

1. 仮設トイレ等し尿処理

避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

推計式5-1 仮設トイレの必要基数（参考：対策指針（技術資料1-11-1-2））

$$\frac{\text{仮設トイレの必要数〔基〕}}{\text{＝避難者数〔人〕} \times \text{し尿原単価} 1.7 \text{〔L/人・日〕} \times 3 \text{〔日/回〕} \div \text{仮設トイレの便槽容量（例：400L）}}$$

表5-1 仮設トイレの必要数

災害の種類	避難者数	し尿原単位	し尿発生量	収集頻度	仮設トイレの便槽容量	必要数
想定太平洋側海溝型地震	1,800	1.7L/人・日	3,060	3日/1回	約400L/基	23
想定日本海側海溝型地震	1,800	1.7L/人・日	3,060	3日/1回	約400L/基	23
想定内陸直下型地震	70	1.7L/人・日	119	3日/1回	約400L/基	1
岩木川水系平川	2,000	1.7L/人・日	3,400	3日/1回	約400L/基	26

表5-2 収集運搬許可業者（し尿）

業者名	許可車両種別・台数	住所	電話
大鰐衛生	汲取り車 1台	大鰐字上牡丹森47-1	48-2814
(有)コクサイ	汲取り車 2台	蔵館字北山1-1	48-2051
(株)津軽衛生公社	汲取り車 1台	弘前市大字向外瀬字豊田357-1	37-3338

平常時から行っておいた方が良いもの

- ・仮設トイレ、マンホールトイレ（災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ）、簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- ・仮設トイレ等の備蓄数は、し尿の推計発生量を基に決定する。

2. 避難所ごみ

- ・避難所ごみを含む生活ごみは、災害廃棄物とは区別し、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- ・次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。

- ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- ② 支援市町村等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

推計式 5-2 避難所ごみの発生量の推計式

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数} \times \text{発生原単位 (g/人日)}$$

発生原単位：各市町村の生活系 1 日 1 人あたりのごみの排出量

表 5-3 避難所

災害の種類	避難者数	1 人 1 日あたりの排出量	発生量 (t/日)
想定太平洋側海溝型地震	1,800	825	1.485
想定日本海側海溝型地震	1,800	825	1.485
想定内陸直下型地震	70	825	0.058
岩木川水系平川	2,000	825	1.650

ごみの発生推計量

第6章 その他

1. 住民等への啓発・広報

災害廃棄物の処理を適性かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要であるため、特に仮置場の設置・運営、ごみの分別方法、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、防災無線、ホームページ、広報誌、説明会、毎戸配布、避難所への掲示等、被災状況や情報内容に応じ活用する。

表6-1 広報する情報

項目	内容
災害廃棄物の収集方法、収集期間	戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等
仮置場の設置	仮置場の場所、搬入時間、曜日等、仮置場の利用方法（誘導路、案内図、配置図） ※仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、引火性のものなど） ※便乗ごみの排出禁止や不法投棄、不適正処理の禁止についても合わせて周知する。
町への問合せ窓口、ボランティア支援依頼窓口	各種問合せ窓口の連絡先及びボランティア支援を必要とする際の依頼窓口を周知する。
災害廃棄物処理の進捗状況	町全域及び地区ごとの処理の進捗状況、今後の計画

2. ボランティアとの連携

ボランティアが必要な際は、災害ボランティアセンターへ応援要請する。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出や仮置場での交通誘導・分別補助、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

3. 人材の育成・確保

災害廃棄物対策のための人材の育成・確保について、以下の内容に取り組む。

- 災害廃棄物処理計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、それぞれの記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行う。
- 個別の業務マニュアルを作成するなどし、計画で定めた災害廃棄物の処理に係る対応や、仮置場の設置・運営及び管理方法について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や図上訓練等を実施する。

- 被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位をつけて業務が進められるよう、研修会や訓練を行う。
- 災害廃棄物の処理については、廃棄物の知識が必要なことから、廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者のリストアップを行う。
- 平常時から環境部局の経験者等や廃棄物処理に携わった職員が退職したときは、災害発生時の協力を依頼するなど、人材を確保する。
- 大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法などを迅速に説明できる体制を整える。
- 県が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。

大鰐町災害廃棄物処理計画

令和6年4月

大鰐町住民生活課生活環境係

〒038-0211

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

TEL : 0172-55-6563

FAX : 0172-47-6742

MAIL : seikatsu@town.owani.lg.jp